

1. 議事日程

[平成20年第4回安芸高田市議会12月定例会第11日目]

平成20年12月19日
午前 10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第115号 安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第116号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第117号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する
条例
- 日程第5 議案第118号 財産の無償譲渡について
- 日程第6 議案第119号 財産の無償貸付について
- 日程第7 議案第120号 安芸高田市建設計画の変更について
- 日程第8 議案第121号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第9 議案第122号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更につ
いて
- 日程第10 議案第123号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第124号 芸北広域環境施設組合規約の変更について
- 日程第12 議案第125号 安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第126号 安芸高田市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第127号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第128号 土地改良事業計画概要について
【桂地区】
- 日程第16 議案第129号 字の区域の変更について
【地籍調査事業】
- 日程第17 議案第130号 字の区域の変更について
【小原地区下小原工区】

日程第18 議案第131号 工事委託契約の変更について

【安芸高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事】

日程第19 請願第1号 倉内排水樋管及び大土川排水樋門に排水ポンプの設置と水路の改修に関する請願について

日程第20 発議第10号 治水関係事業費の拡大を求める意見書について

日程第21 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	穴戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

13番	赤川三郎	14番	青原敏治
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
総務企画部長	田 丸 孝 二	市民生活部長	廣 政 克 行
産業建設部長兼 公営企業部長	金 岡 英 雄	地域経済推進部長	清 水 盤
消 防 長	竹 川 信 明	消防本部次長 兼 総務課長	広 政 康 洋
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	福祉事務所長兼 社会福祉課長	重 本 邦 明
八千代支所長	榎 原 秀 克	美土里支所長	高 杉 和 義
高宮支所長	近 藤 一 郎	甲田支所長	垣 野 内 壯
向原支所長	南 部 政 美	総務課長	沖 野 文 雄
行政経営課長	武 岡 隆 文	政策企画課長	竹 本 峰 昭
教 育 長	佐 藤 勝	教 育 次 長	益 田 博 志
教 育 参 事	永 井 初 男		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 長	光 下 正 則	議事調査 GL	児 玉 竹 丸
書 記	倉 田 英 治		



午前 10時00分 開会

- 藤井議長 皆さんおはようございます。時間が参りました。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において
13番 赤川三郎君、及び14番 青原敏治君を指名いたします。



日程第2 議案第115号 安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第116号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第117号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第118号 財産の無償譲渡について

日程第6 議案第119号 財産の無償貸付について

日程第7 議案第120号 安芸高田市建設計画の変更について

日程第8 議案第121号 過疎地域自立促進計画の変更について

日程第9 議案第122号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について

- 藤井議長 日程第2、議案第115号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」の件から、日程第9、議案第122号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について」までの8件を、一括して議題といたします。

本8件は総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長 赤川三郎君。

- 赤川総務企画常任委員長 総務企画常任委員会から報告をいたします。平成20年12月9日付で、本委員会に付託された議案8件の審査の結果を報告します。

去る12月15日に本常任委員会を開催し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

まず、議案第115号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」は、副市長の定数を2名から1名に減らすものであります。副市長を1名にすることにより、市民にとって行政サービスの不行き届きは生じないかとの質疑があり、部長制と関わっており、部長の責任分担を明確にしているため、市民に不便はかけないと答弁がありました。

次に、議案第116号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条

例」は、これまで以上に効率的で市民にわかりやすい組織機構に改めるため、3部制から5部制に改めることや、グループ制の廃止、「すぐやる課」を含めた新たな課及び室の設置、並びに教育分室の廃止等についてでありました。

前回の大幅な機構改革の実施から、わずか1年で再度機構改革を実施することについての考えや、「すぐやる課」の業務等について、支所長の権限と予算、退職者の補充等について質疑がありました。

グループ制は、市民からよくわからないとの不評があり、また本来の目的が機能していなかった点や、職員の連携の問題もあったので変更した。平成25年度から合併特加算が減り、平成31年度には人口規模に見合う交付税になるため、人件費の縮小や事務事業の見直しなど、行革をさらに進め、歳出の削減に努めなければならない。360人を目標に職員の削減を図るが、組織のバランスを考慮するため、退職者の補充は2割から3割程度行いながら進めたい。「すぐやる課」への市民からの期待は大きく、軽微なものは迅速に対応するのが趣旨である。通常の草刈りや、道路の維持補修、電灯の交換等を業務と考えており、市民へしっかりと周知したい。支所長の決裁機能や予算は、大幅にふやす予定であると答弁がありました。

次に、議案第117号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」から、議案第119号「財産の無償貸付について」は、吉田町の山手集会所並びに甲田町老寿会十江老人集会所、及び山田老人集会所を地元へ譲渡することに伴う条例の改正であり、関連しておりましたので一括議題で審査いたしました。

地域へ譲渡されていない集会所があることに対する質疑があり、20年度末を無償譲渡の要望期限にし、希望がない施設は処分する旨を地元へ説明しているが、条件的な整備や返事のないところもあるため、現在意向を確認しており、地域へも理解を求めている。十分に説明をして協力を得たいと答弁がありました。

次に、議案第120号「安芸高田市建設計画の変更について」は、学校給食調理場新築事業を計画に追加し、合併特例債の対象とするものでありました。

次に、議案第121号「過疎地域自立促進計画の変更について」は、交通通信体系の整備の項に、地デジ対応施設の整備のほか、産業の振興及び教育文化の振興の項に3事業を新たに追加するものでありました。

最後に、議案第122号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について」は、地デジ放送の共聴施設改修に伴い、八千代町本郷地区及び高宮町下船木地区を新たに辺地計画に定めることと、既定の甲田町長屋・高地地区の辺地計画を変更するものでありました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、付託された8議案は、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

○藤井議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。討論は議題名を指定して行ってください。まず、本8件に対する反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、本8件に対する賛成討論の発言を許します。

16番 入本和男君。

○入本議員

議案第116号に対して賛成討論をするものでございます。

本件におきましては、委員会におきましても審査されたわけですが、115号におきましても、副市長の削減、また分室長の廃止等がございました。逆に部の増設、室の増設等も行われるわけですが、いずれも廃止部分等におきましても、また支所の2課の統合にいたしましても、どちらかといえば地域市民に直結している問題が課せられています。質問の中にも答弁の中にも検討課題がありましたが、まだ熟知されていない経緯もある中で、市長決裁が今回大きな定義をされ、それが実行されようとしているわけですが、本件につきましても、市長の公約の前進でありますように、市民の活力を生む機構改革を望む者として、ますます地域の活性化が望まれるような支所の充実、並びに本庁の人員削減計画に一層邁進されることを意見して賛成するものでございます。

議案第118号でございますが、財産の無償譲渡についてでございますが、現状のままで譲渡するとあります。しかしながら、無償譲渡の内容につきましても、現在眠っている施設といえますか、活力のない施設、また現在施設を利用して地域の活力、住民の自治に一役を担っている施設もあろうかと思えます。そういう意味も含めまして、歴史・文化の中でこの無償譲渡につきましても、今後の市民の要望につきましても、活動資金の支援、または施設の支援等について要望し、賛成をいたします。

以上です。

○藤井議長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第115号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」の件から、議案第122号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策

定及び変更について」の件までの 8 件の議案を一括して採決いたします。

本 8 件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本 8 件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本 8 件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 10 議案第 123 号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を  
改正する条例

日程第 11 議案第 124 号 芸北広域環境施設組合規約の変更につ  
いて

○藤井議長 続いて日程第 10、議案第 123 号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件、及び日程第 11、議案第 124 号「芸北広域環境施設組合規約の変更について」の件の 2 件を一括して議題といたします。

本 2 件は文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長 御報告を申し上げます。

平成 20 年 12 月 9 日付で本委員会に付託をされました、議案第 123 号及び議案第 124 号につきまして、去る 12 月 16 日に委員会を開催し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。審査を通じて出されました主な質疑や意見の概要は、次のとおりです。

議案第 123 号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、来年の 1 月から始まる産科医療補償制度に伴い、この制度に加入している医療機関で分娩・出産をされた場合に、現行 35 万円としている出産育児一時金に、3 万円を上限として加算し、38 万円とするため、必要な改正を行うものであるという内容でしたが、3 万円の加算は、出産時の事故の有無にかかわらずなされるものかとの質疑があり、制度に加入の分娩機関で出産された場合には、すべてのケースで 3 万円の加算となるとの答弁でした。また、退院の際に、あらかじめ国民健康保険からの支給額を差し引いた額を医療機関に支払うことが可能かとの質疑には、本人の申請により、どちらの方法も選択が可能であるとの説明でした。関連して、退院の際に差額分だけ支払うことができるという方法が周知をなされているかとの質疑がありましたが、ホームページによる PR や、母子健康手帳を交付する時に説明を行い、産科医療機関の同意を得るという観点からも、市内の産科医に対しては事前に周知を行っているという説明でした。また、市の財政状況が苦しい中ではあるが、国が決めた 3 万円という金額に、

若者定住という観点から、一般会計からも上乘せ給付するなど、市としてプラスアルファの考えはないか、との質疑があり、子どもの医療費無料化の観点からも、市全体の予算を見ながら、市としての最も有効な策を検討していく、との答弁でした。

また、議案第 124 号「芸北広域環境施設組合理約の変更について」につきましては、本市が加入している芸北広域環境施設組合の規約のうち、収入役を会計管理者に改めるため必要な改正を行うもので、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである、という内容でした。

審査の結果につきましては、付託をされました議案第 123 号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」及び議案第 124 号「芸北広域環境施設組合理約の変更について」、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘されました点については、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分に反映をされますよう望み、報告を終わります。

○藤井議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本 2 件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、本 2 件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。まず、本 2 件に対する反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、本 2 件に対する賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 123 号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件及び議案第 124 号「芸北広域環境施設組合理約の変更について」の、2 件を一括して起立により採決いたします。

本 2 件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本 2 件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本 2 件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 12 議案第 125 号 安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 126 号 安芸高田市飲料水供給施設給水条例の

一部を改正する条例

日程第 14 議案第 127 号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第 128 号 土地改良事業計画概要について
【桂地区】

日程第 16 議案第 129 号 字の区域の変更について
【地籍調査事業】

日程第 17 議案第 130 号 字の区域の変更について
【小原地区下小原工区】

日程第 18 議案第 131 号 工事委託契約の変更について
【安芸高田市特定環境保全公共下水道
甲田浄化センター建設工事】

日程第 19 請願第 1 号 倉内排水樋管及び大土川排水樋門に排水ポンプの設置と水路の改修に関する請願について

○藤井議長

続いて、日程第 12、議案第 125 号「安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」の件から、日程第 19、請願第 1 号「倉内排水樋管及び大土川排水樋門に排水ポンプの設置と水路の改修に関する請願について」の件まで 8 件を一括して議題といたします。

本 8 件は産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田産業建設常任委員長

平成 20 年 12 月 9 日開催の本会議で本産業建設常任委員会に付託されました議案審査の結果を、次のとおり報告いたします。

付託されました議案 7 件につき、12 月 17 日に本常任委員会を開催いたし、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第 125 号から議案第 127 号までの 3 議案は、合併以来の懸案事項であった水道料金の統一について、事業別によらず統一を図る料金改定案を作成し、それに伴い関係条例を改定する案件です。料金の設定は、まず平準化を図るということで、市内旧 6 町の平均的な料金、また県内の中間的な料金を勘案し整理したとの説明がありました。審査の中で、委員から 23 年度の料金統一以降、再度、料金体系を検討されるのかという質疑があり、執行部から 28 年度の企業会計への経営統合に向けてさらに精査し、市民に説明しながら、経営改革を進める必要があるとの答弁がありました。また、委員から、業種によっては旧町時代の活性化事業で取り組んだ事業や、未給水地域の解消事業などにより、結果的に格差が出ている状況もあることを配慮すべきとの意見もありました。

議案第 128 号は、吉田町桂地区の団体営土地改良事業を実施するにあたり、その全体計画の概要を定めるものです。審査の中で、委員か

ら環境配慮の取り組みについて質疑があり、執行部から桂地区においては、今のところ環境に特化した工法などは予定していないが、これから具体的な工事計画を策定する中で出てくる可能性はある旨の回答がございました。また、委員から農家 41 軒が農地整備の意思決定をされ、特に目立った計画はなくとも、将来に備え、こういう形で土地、農業を守る考えで取り組まれるのは望ましいことであるとの意見がありました。

議案第 129 号は地籍調査事業に伴う字の変更、議案第 130 号はほ場整備の実施に伴う字の変更に関する案件でした。

議案第 131 号は、甲田浄化センターの建設工事について、日本下水道事業団と工事委託契約をしていますが、このたび委託工事の完了に伴い、当初契約金額 2 億 7,713 万円を 3,664 万円減額し、2 億 4,049 万円とするものでした。審査の中で、委員から地場企業の下請けはあったかとの質疑があり、執行部から土木工事で和田組、電気設備工事で中電工が入っているとの答弁がありました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、付託されました 7 議案はすべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号「倉内排水樋管及び大土川排水樋門に排水ポンプの設置と水路の改修に関する請願」の件についてであります。本件は集中豪雨時等に内水排除不能となり、請願地域が冠水被害に遭うため、排水ポンプの設置や水路改修を求めるものでした。審査を一たん休憩とし、現地調査を行った後、再度審査を行った結果、現地の厳しい状況及び願意はよく理解できるが、主要な対象事業の実施主体が国となり権限が及ばないものであり、趣旨採択とし、執行部に対しては、水路改修等可能な部分での対応を求めることとし、国に対しては市全体の状況を勘案して、治水対策の一環としての対応を求める意見書を提出することと決しました。

執行部におかれましては、本産業建設常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

○藤井議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本 8 件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本 8 件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。まず、本 8 件に対する反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、本 8 件に対する賛成討論の発言を許します。

16 番 入本和男君。

○入本議員

議案第 128 号でございますけども、土地改良事業計画でございます。

これにつきましては、答弁の中に何とかしないといけないという形で、ここまで地域の方が計画されたということでございます。その中で目的の中に、多様化する国民の食料需要供給に即した農産物の選択拡大等をねらい、その事業を実施するとあります。えてして、事業というものは、土地改良が済んだ時点でよく終了とされるわけでございますが、地域においては投資効果の中で、今後の JA、また市の行政の指導により目的を達することが不可欠と思います。よって、今後の整備計画の中で、投資効果の出るような JA・行政の指導とともに目的が達せられることを要望して賛成をいたします。

また、請願第 1 号でございますが、市長並びに議長の行動力をお願いして賛成するものでございます。

以上でございます。

○藤井議長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第 1 号「倉内排水樋管及び大土川排水樋門に排水ポンプの設置と水路の改修に関する請願について」の件は、別に採決することといたし、まず、議案第 125 号「安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」の件から、議案第 131 号「工事委託契約の変更について（安芸高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事）」の件まで 7 件を一括して起立により採決いたします。

本 7 件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本 7 件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本 7 件は原案のとおり可決されました。

続いて、請願第 1 号「倉内排水樋管及び大土川排水樋門に排水ポンプの設置と水路の改修に関する請願について」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本件は趣旨採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 20 発議第 10 号 治水関係事業費の拡大を求める意見書について

○藤井議長

日程第 20、発議第 10 号「治水関係事業費の拡大を求める意見書について」の件を議題といたします。

○秋田産業建設常任委員長

提出者から提案理由の説明を求めます。12番 秋田雅朝君。

発議第10号「治水関係事業費の拡大を求める意見書」について、提案理由の説明を行います。

近年、異常気象により予想もつかない集中豪雨が発生しており、住民は極めて不安な生活を余儀なくされております。特に平成18年9月の集中豪雨では、昭和47年災害以来の大きな被害が発生し、家屋の倒壊を初め、家屋の浸水被害、道路・河川など公共土木施設や農地・農林水産施設等に多大な被害を受けたところであります。こうした様々に発生する災害を軽減していくためには、予防的対策が重要な課題であり、内水被害対策も含め治水施設の整備充実が求められるところであります。

この間、被災地域からは、議会に対し、災害予防対策を求める請願や陳情を初め、さまざまな声が届いております。

地域住民の生命財産を守る根幹的な事業である治水事業を計画的に、しかも着実に実施されることは、安全で安心して住める生活環境づくりのもとであり、行政の責務であります。

よって、国に対して、国民的課題である安全安心の治水対策に充てる投資を確保し、洪水被害を未然に防止するため治水対策を強力に推進されるよう強く要望いたします。

何とぞ、議員の皆様のご御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第10号「治水関係事業費の拡大を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 閉会中の継続調査の件について

○藤井議長

日程第21、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、審査中の案件及び所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの、閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成 20 年第 4 回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員